

分類	譲渡した資産	所有期間	課税方式
総合短期譲渡所得	土地等・建物等・株式等以外 (ゴルフ会員権、書画骨董品、金地金他)	5年以下	総合課税
総合長期譲渡所得		5年超	
分離短期譲渡所得	土地等・建物等	5年以下	申告分離課税
分離長期譲渡所得		5年超	
株式等に係る譲渡所得等	一般株式等・上場株式等	-----	

算式・税率
総収入金額－(取得費＋譲渡費用)－特別控除(最大50万円) 総所得金額へ集約(総合長期は1/2のみ)、累進税率
総収入金額－(取得費＋譲渡費用) 39.63%(所得税30.63%[4]、住民税9%)
総収入金額－(取得費＋譲渡費用) 20.315%(所得税15.315%[4]、住民税5%)
総収入金額－(取得費＋委託手数料等) 20.315%(所得税15.315%[4]、住民税5%)